

競争入札心得書

1. 入札参加者は、契約書(案)、仕様書及び入札説明書を熟覧し、並びに本心得書を熟読して入札に参加して下さい。
2. 入札者が代理人であるときは、入札前に必ず所定の委任状を入札担当職員に提出して下さい。
3. 代理人は他の入札者の代理人になることはできません。
4. 入札は所定の入札書により作成し、自ら入札箱に投入してください。
5. 入札書には、入札者の住所・商号及び氏名を記入して押印し、また、金額は算用数字を用いて鮮明に記入してください。
6. 入札箱に投入した入札書はいかなる理由があっても引換・変更または取消すことはできません。
7. 入札執行場所には、入札者以外の者は立ち入ることが出来ません。但し、入札担当職員の許可を得た場合には立ち入ることができます。
8. 入札参加者が談合し、または不穏な行動をなす等入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。
9. 次の各号の一つに該当する入札は無効になります。
 - (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 委任状を提出しないで代理人のした入札
 - (3) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札
 - (4) 入札者又は代理人の記名押印がない入札
 - (5) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札
 - (6) 入札書の金額、氏名、印影または重要な文字の誤脱若しくは不明瞭な入札
 - (7) 談合、その他不正の行為があった入札
10. 開札は、入札者の面前で行います。
11. 入札は、市が設定する予定価格以下の最低のものをもって落札者とします。但し、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。
12. 開札の結果、市が設定する予定価格以下の入札がないときは、直ちに再入札を行います。但し、再入札をしてもなお予定価格に達しないときは、入札をやめることがあります。この場合には異議申し立てをすることができません。
13. 本心得書に定めのない事項については、浦添市契約規則の定めるところによる。